

みやき町デジタルサイネージ有料広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、みやき町有料広告掲載要綱第4条に基づき、みやき町（以下「町」という。）が市村清記念メディカルコミュニティセンター（以下「施設」という。）に設置するデジタルサイネージ（以下「町デジタルサイネージ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙等から随時行うものとする。

(サイネージの設置位置)

第3条 広告の掲載は、施設東側出入口及びフードコート設置のデジタルサイネージで行う。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 静止画広告データは、JPEG 又は PNG 形式で作成すること。
- (2) 動画広告データは、MP4 形式で作成すること。
- (3) 静止画及び動画広告データ画面構成比率は、幅 16、高さ 9 の縦横比で作成すること。
- (4) 静止画及び動画広告データの掲載時間は、別表第1のとおり作成すること。

(広告デザイン)

第5条 広告のデザインは、色彩及び意匠等が、次の各号のすべてを満たす内容でなければならない。

- (1) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が、画面の大部分を占めていないもの
- (2) 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えていないもの
- (3) 文字及び字幕は、背景とのコントラスト比3対1以上あるもの
- (4) コントラストの強い画面の反転表示が継続していないもの
- (5) 文字表記及び絵柄が過密でないもの
- (6) 専門用語や省略語が分かりやすくする等、平易な分で記載しているもの
- (7) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用していないもの
- (8) 町のイメージを損なうことがないと判断できるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告デザインとして適当であると町長が認めるもの

(広告の表示)

第6条 掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告にはその上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文字で広告と表示し、これを枠で囲まなければならない。

(広告の掲載料、掲載期間及び時間)

第7条 1か月の一枠当たりの広告の掲載料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の掲載料について、町が主催する事業等のために広告を掲載する場合、公用若しくは公益上必要があると町長が認める広告を掲載する場合又はテナント事業者が施設の利用促進の観点で広告を掲載する場合は、掲載料を減額又は免除することができるものとし、減免率は別表第2のとおりとする。

3 掲載期間は、広告を掲載する月の初日から末日までとする。ただし、1月の掲載開始日は1月4日とし、12月の掲載終了日は30日とする。

4 掲載時間は午前9時から午後10時までとし、1日の掲載回数は26回とする。

(広告掲載の申請及び広告掲載の決定)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、みやき町デジタルサイネージ広告掲載申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 第7条第2項に規定する掲載料の減免を受けようとする者は、前項の規定による申請の際、みやき町デジタルサイネージ広告掲載料減免申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の広告掲載申請があったときは、掲載の可否を決定し、みやき町デジタルサイネージ広告掲載可否決定通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

また、前項の掲載料減免申請があったときは、減免の可否を決定し、同様の様式により減免決定の内容を広告主に通知するものとする。

4 前項に規定する広告掲載の決定を受けた広告主は、町長が指定した期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、自己の負担により第4条に定める規格に基づく広告原稿を作成するものとし、町長が指定した期日までに提出するものとする。

2 町長は、提出のあった広告原稿が第5条及び第6条の規定に適合しない場合又はその内容が適当でないと判断した場合は、広告主に対し広告原稿やコンテンツ内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、掲載期間中に広告掲載の取下げを行う場合は、みやき町デジタルサイネージ広告掲載取下げ届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けた場合、掲載した広告掲載を廃止する。
なお、広告掲載を廃止する場合において、既納の掲載料は、広告主に返還しないものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第11条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定取り消し又は掲載中の広告について削除若しくは中断することができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主が広告原稿又はコンテンツ内容等変更の求めに応じなかった場合

2 町長は、前項の規定により広告を取り消し又は掲載中の広告について削除若しくは中断した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。また、既納の掲載料は、広告主に返還しないものとする。

(掲載料の返還)

第12条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、町長は既納の掲載料を広告主に返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載できなくなった場合は、町長は掲載決定期間の残りの日数に応じ、掲載料を広告主に返還する。

3 広告掲載期間中、次の掲げる理由により町デジタルサイネージの運用を中断(連続して5日以上の場合は除く)した場合の掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守、修繕又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第13条 広告及び広告主が指定した内容その他広告掲載に関するすべての内容について、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはいけない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決を図らなければならない。

4 広告主は、第8条第3項により決定を受けた町デジタルサイネージの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

附 則

この要領は、公布の日からから施行する。

別表第 1（第 4 条及び第 7 条関係）

種 別	掲載時間	掲載料（一枠当たり）
静止画広告	15 秒	8,000 円
動画広告	15 秒	8,000 円
	30 秒	16,000 円

別表第 2（第 7 条関係）

減免する場合	減免率
町が主催する事業等のために広告を掲載する場合	別表第 1 に定める掲載料の 100 分の 100
公用若しくは公益上必要があると町長が認める広告を掲載する場合	別表第 1 に定める掲載料の 100 分の 100
テナント事業者が、施設の利用促進の観点で広告を掲載する場合	別表第 1 に定める掲載料の 100 分の 75 以内

様式第1号（第8条関係）

みやき町デジタルサイネージ広告掲載申請書

年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） _____
法人名（名称） _____
代表者職氏名 _____ 印
申込責任者氏名 _____ 印
連絡先（TEL） _____
（FAX） _____
（E-mail） _____

（※押印は自署であれば不要）

みやき町デジタルサイネージ有料広告掲載要領第8条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

なお、広告掲載に当たっては、みやき町有料広告掲載要綱及びみやき町有料広
告掲載基準、みやき町デジタルサイネージ有料広告掲載要領の規定に違反しな
いことを誓約します。

記

1 広告種別

- 静止画広告（15秒） / 掲載料 8,000円
- 動画広告（15秒） / 掲載料 8,000円
- 動画広告（30秒） / 掲載料 16,000円

2 掲載希望月

年 月

様式第2号（第8条関係）

みやき町デジタルサイネージ広告掲載料減免申請書

年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） _____
法人名（名称） _____
代表者職氏名 _____ 印
申込責任者氏名 _____ 印
連絡先（TEL） _____
（FAX） _____
（E-mail） _____

（※押印は自署であれば不要）

みやき町デジタルサイネージ有料広告掲載要領第9条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 広告内容

2 減免申請事由

- 町が主催する事業等のために広告
- 公用若しくは公益に資する広告
- テナント事業者による施設の利用促進に資する広告

様式第4号（第10条関係）

みやき町デジタルサイネージ広告掲載取下げ届出書

年 月 日

みやき町長 様

住所（所在地） _____
法人名（名称） _____
代表者職氏名 _____ 印
申込責任者氏名 _____ 印
連絡先（TEL） _____
（FAX） _____
（E-mail） _____

（※押印は自署であれば不要）

年 月 日付けでみやき町ホームページ有料広告掲載可決定があった広告掲載について、下記のとおり広告掲載の取下げを届け出ます。

記

1 広告掲載廃止希望日 年 月 日

2 広告掲載取下げの理由
（理由）